

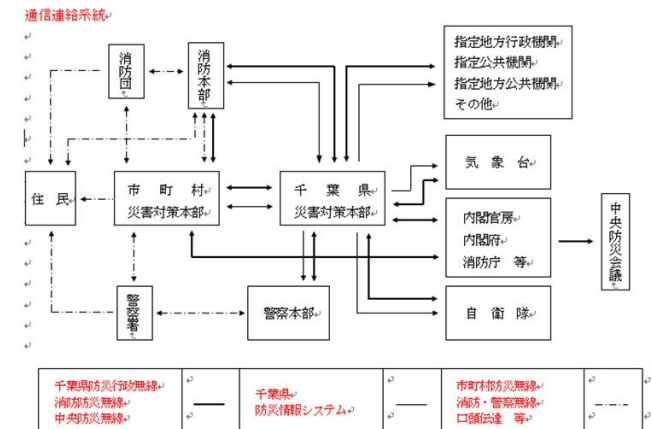
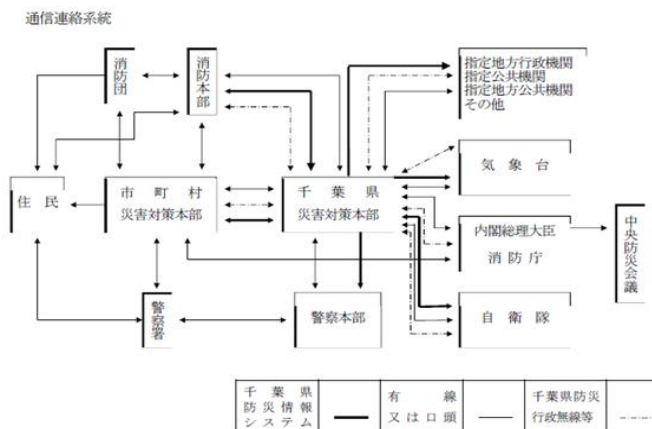
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行				
危機管理政策課 地域室 地-2-3	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上</p> <p>1 防災教育（全庁、市町村） 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域<u>の消防団員等</u>と連携し、防災に関する教育の充実に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上</p> <p>1 防災教育（全庁、市町村） 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や<u>地域等</u>と連携し、防災に関する教育の充実に努める。</p>				
防災対策課 災害情報室 地-2-6	指定公共機関に 指定されたため	<p>3 防災広報の充実 (4) 広報媒体等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">楽天モバイル(株)</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">防災フェア、防災訓練、パンフレット、インターネット等</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">一般県民</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板サービス) 他</td> </tr> </table>	楽天モバイル(株)	防災フェア、防災訓練、パンフレット、インターネット等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板サービス) 他	<p>3 防災広報の充実 (4) 広報媒体等 <u>(新規)</u></p>
楽天モバイル(株)	防災フェア、防災訓練、パンフレット、インターネット等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板サービス) 他				
河川環境課 地-2-8	用語の修正	<p>自主防災組織の活動形態</p> <p>2 地震による災害危険度の把握（土砂災害<u>警戒</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</p>	<p>自主防災組織の活動形態</p> <p>2 地震による災害危険度の把握（土砂災害<u>危険</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</p>				
防災対策課 災害情報室 地-2-11	指定公共機関に 指定されたため	<p>5 防災訓練の充実 (3) 防災関係機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">ソフトバンク(株)</td> <td style="padding: 2px;">防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">楽天モバイル(株)</td> <td style="padding: 2px;">防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護</td> </tr> </table>	ソフトバンク(株)	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護	楽天モバイル(株)	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護	<p>5 防災訓練の充実 (3) 防災関係機関 <u>(新規)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p>
ソフトバンク(株)	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護						
楽天モバイル(株)	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護						

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 危機管理政策課 地域室 地-2-14	防災基本計画 修正等のため	<p style="text-align: center;">第2節 津波災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は約2,300年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、<u>国は南海トラフ巨大地震及び日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関する津波について被害の概要を公表しており、本県での最悪のケースとして、南海トラフ巨大地震での死者数が約1,600人、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震での死者数が約200人と想定されている。</u></p> <p>いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、県は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。</p> <p>1 総合的な津波対策の基本的な考え方（全庁、市町村）</p> <p>津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。</p> <p>海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。</p> <p><u>津波対策の推進に当たっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 津波災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は約2,300年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、県は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。</p> <p>1 総合的な津波対策の基本的な考え方（全庁、市町村）</p> <p>津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。</p> <p>海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、市町村は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 情報通信管理室 地-2-18	現在使用しているシステムに 時点修正	4 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村） （5）県の津波情報受伝達体制の確立 イ 県防災行政無線による伝達 銚子地方気象台から <u>気象情報伝送処理システム（アデス）</u> によって県に伝達された津波情報については、（略）	4 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村） （5）県の津波情報受伝達体制の確立 イ 県防災行政無線による伝達 銚子地方気象台から <u>気象庁防災情報提供システム</u> によっ て県に伝達された津波情報については、（略）
危機管理政策課 危機管理室 地-2-19	地-2-64の表を 削除するにあたり、備考欄に記 載の内容を追記 するとともに、 整備主体を明らか にするため	（6）市町村の津波情報受伝達体制の確立 イ 地域住民等への情報伝達体制の確立 （イ）多様な伝達手段の確保 J-ALERTは、県内全市町村に <u>おいて整備済みであり、情 報受信時には防災行政無線が自動起動される。また、</u> エリアメ ールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォン などのあらゆる情報手段の活用を検討する。	（6）市町村の津波情報受伝達体制の確立 イ 地域住民等への情報伝達体制の確立 （イ）多様な伝達手段の確保 J-ALERTは、県内全市町村に整備済みである。J-AL ERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメ ールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォ ンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。
建築指導課 地-2-27	法改正による	<p style="text-align: center;">第3節 火災等予防対策</p> <p>（3）防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法） 表中 構造 耐火建築物等 耐火建築物又は準耐火建築物等 防火構造等</p> <p>防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限</p> <p>1 屋根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根 で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又は ふかなければならない。（建築基準法第62条）</p> <p>2 開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物は、その外壁 の開口部で延焼のおそれがある部分に、<u>防火戸その他</u>政令で定め る防火設備を設けなければならない。（建築基準法第61条）</p> <p>3 外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐 火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設ける ことができる。（建築基準法第63条）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 火災等予防対策</p> <p>（3）防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法） 表中 構造 耐火建築物 耐火建築物又は準耐火建築物 防火構造</p> <p>防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限</p> <p>1 屋根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根 で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又は ふかなければならない。（建築基準法第63条）</p> <p>2 開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、耐火建築 物及び準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のお それがある部分に、<u>政令で定める構造の防火戸その他の防火設備</u> を設けなければならない。（建築基準法第64条）</p> <p>3 外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐 火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設ける ことができる。（建築基準法第65条）</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																																
公園緑地課 地-2-29	時点修正	都市公園整備状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (令和4年度当初現在)</td> <td>15</td> <td>477.3</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (令和4年度当初現在)</td> <td>7,522</td> <td>4,384.91</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	箇 所 数	面 積 (ha)	県立都市公園 (令和4年度当初現在)	15	477.3	市町村立都市公園等 (令和4年度当初現在)	7,522	4,384.91	都市公園整備状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (令和2年度当初現在)</td> <td>14</td> <td>473.6</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (平成30年度末現在)</td> <td>7,243</td> <td>4,286.04</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	箇 所 数	面 積 (ha)	県立都市公園 (令和2年度当初現在)	14	473.6	市町村立都市公園等 (平成30年度末現在)	7,243	4,286.04																														
区 分	箇 所 数	面 積 (ha)																																																	
県立都市公園 (令和4年度当初現在)	15	477.3																																																	
市町村立都市公園等 (令和4年度当初現在)	7,522	4,384.91																																																	
区 分	箇 所 数	面 積 (ha)																																																	
県立都市公園 (令和2年度当初現在)	14	473.6																																																	
市町村立都市公園等 (平成30年度末現在)	7,243	4,286.04																																																	
市街地整備課 地-2-33	時点修正	<p style="text-align: center;">第5節 建築物の耐震化等の推進</p> <p>(1) 土地区画整理事業の実施状況 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 行 中</td> <td>26</td> <td>1,111.7ha</td> </tr> <tr> <td>施 行 済</td> <td>477</td> <td>17,186.6ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>503</td> <td>18,298.3ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市街地再開発事業等の実施状況 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地 再 開 発 事 業</td> <td>32</td> <td>30.4ha</td> </tr> <tr> <td>優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業</td> <td>10</td> <td>5.8ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>42</td> <td>36.2ha</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地区数	面 積	施 行 中	26	1,111.7ha	施 行 済	477	17,186.6ha	合 計	503	18,298.3ha	区 分	地区数	面 積	市 街 地 再 開 発 事 業	32	30.4ha	優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	10	5.8ha	合 計	42	36.2ha	<p style="text-align: center;">第5節 建築物の耐震化等の推進</p> <p>(1) 土地区画整理事業の実施状況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 行 中</td> <td>28</td> <td>1,094.1ha</td> </tr> <tr> <td>施 行 済</td> <td>473</td> <td>17,155.9ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>501</td> <td>18,250.0ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市街地再開発事業等の実施状況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地 再 開 発 事 業</td> <td>34</td> <td>33.2ha</td> </tr> <tr> <td>優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業</td> <td>6</td> <td>2.0ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>40</td> <td>35.2ha</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地区数	面 積	施 行 中	28	1,094.1ha	施 行 済	473	17,155.9ha	合 計	501	18,250.0ha	区 分	地区数	面 積	市 街 地 再 開 発 事 業	34	33.2ha	優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	6	2.0ha	合 計	40	35.2ha
区 分	地区数	面 積																																																	
施 行 中	26	1,111.7ha																																																	
施 行 済	477	17,186.6ha																																																	
合 計	503	18,298.3ha																																																	
区 分	地区数	面 積																																																	
市 街 地 再 開 発 事 業	32	30.4ha																																																	
優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	10	5.8ha																																																	
合 計	42	36.2ha																																																	
区 分	地区数	面 積																																																	
施 行 中	28	1,094.1ha																																																	
施 行 済	473	17,155.9ha																																																	
合 計	501	18,250.0ha																																																	
区 分	地区数	面 積																																																	
市 街 地 再 開 発 事 業	34	33.2ha																																																	
優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	6	2.0ha																																																	
合 計	40	35.2ha																																																	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																								
東日本旅客鉄道 地-2-41	時点修正	4 道路及び交通施設の安全化 (5) 鉄道施設等 令和5年4月1日現在	4 道路及び交通施設の安全化 (5) 鉄道施設等 平成23年4月1日現在																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業者名</th> <th>路線名</th> <th>県内営業 km</th> <th>駅 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1</td> <td rowspan="10">東日本旅客鉄道(株)</td> <td>常 磐 線</td> <td>23.9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>総 武 線</td> <td>24.6</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>武蔵野線</td> <td>17.4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>京 葉 線</td> <td>42.5</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>総武本線</td> <td>81.3</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>外 房 線</td> <td>93.3</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>内 房 線</td> <td>119.4</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>成 田 線</td> <td>119.1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>東 金 線</td> <td>13.8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>久留里線</td> <td>32.2</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>鹿 島 線</td> <td>4.9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>R</td> <td>合 計</td> <td>572.4</td> <td>155</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事業者名	路線名	県内営業 km	駅 数	1	東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	23.9	10	総 武 線	24.6	13	武蔵野線	17.4	5	京 葉 線	42.5	11	総武本線	81.3	21	外 房 線	93.3	26	内 房 線	119.4	28	成 田 線	119.1	24	東 金 線	13.8	3	久留里線	32.2	13	鹿 島 線	4.9	1	J	R	合 計	572.4	155	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業者名</th> <th>路線名</th> <th>県内営業 km</th> <th>駅 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1</td> <td rowspan="10">東日本旅客鉄道(株)</td> <td>常 磐 線</td> <td>23.9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>総 武 線</td> <td>24.6</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>武蔵野線</td> <td>17.4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>京 葉 線</td> <td>42.5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>総武本線</td> <td>81.3</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>外 房 線</td> <td>93.3</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>内 房 線</td> <td>119.4</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>成 田 線</td> <td>119.1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>東 金 線</td> <td>13.8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>久留里線</td> <td>32.2</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>鹿 島 線</td> <td>4.9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>R</td> <td>合 計</td> <td>572.4</td> <td>154</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事業者名	路線名	県内営業 km	駅 数	1	東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	23.9	10	総 武 線	24.6	13	武蔵野線	17.4	5	京 葉 線	42.5	10	総武本線	81.3	21	外 房 線	93.3	26	内 房 線	119.4	28	成 田 線	119.1	24	東 金 線	13.8	3	久留里線	32.2	13	鹿 島 線	4.9	1	J	R	合 計
No.	事業者名	路線名	県内営業 km	駅 数																																																																																							
1	東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	23.9	10																																																																																							
		総 武 線	24.6	13																																																																																							
		武蔵野線	17.4	5																																																																																							
		京 葉 線	42.5	11																																																																																							
		総武本線	81.3	21																																																																																							
		外 房 線	93.3	26																																																																																							
		内 房 線	119.4	28																																																																																							
		成 田 線	119.1	24																																																																																							
		東 金 線	13.8	3																																																																																							
		久留里線	32.2	13																																																																																							
鹿 島 線	4.9	1																																																																																									
J	R	合 計	572.4	155																																																																																							
No.	事業者名	路線名	県内営業 km	駅 数																																																																																							
1	東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	23.9	10																																																																																							
		総 武 線	24.6	13																																																																																							
		武蔵野線	17.4	5																																																																																							
		京 葉 線	42.5	10																																																																																							
		総武本線	81.3	21																																																																																							
		外 房 線	93.3	26																																																																																							
		内 房 線	119.4	28																																																																																							
		成 田 線	119.1	24																																																																																							
		東 金 線	13.8	3																																																																																							
		久留里線	32.2	13																																																																																							
鹿 島 線	4.9	1																																																																																									
J	R	合 計	572.4	154																																																																																							
産業保安課 地-2-44	公益法人化のため	6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化 (公社) 千葉県LPガス協会	6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化 (一社) 千葉県LPガス協会																																																																																								
薬務課 地-2-46	時点修正	(6) 毒物劇物取扱施設 別 表 令和4年3月31日現在	(6) 毒物劇物取扱施設 別 表 令和3年3月31日現在																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物劇物製造業</td> <td>160 件</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物輸入業</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物販売業</td> <td>1,317</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物業務上取</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>特定毒物研究者</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,613</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	件 数	毒物劇物製造業	160 件	毒物劇物輸入業	52	毒物劇物販売業	1,317	毒物劇物業務上取	52	特定毒物研究者	32	計	1,613	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物劇物製造業</td> <td>163 件</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物輸入業</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物販売業</td> <td>1,398</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物業務上取</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>特定毒物研究者</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,689</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	件 数	毒物劇物製造業	163 件	毒物劇物輸入業	46	毒物劇物販売業	1,398	毒物劇物業務上取	50	特定毒物研究者	32	計	1,689																																																												
種 別	件 数																																																																																										
毒物劇物製造業	160 件																																																																																										
毒物劇物輸入業	52																																																																																										
毒物劇物販売業	1,317																																																																																										
毒物劇物業務上取	52																																																																																										
特定毒物研究者	32																																																																																										
計	1,613																																																																																										
種 別	件 数																																																																																										
毒物劇物製造業	163 件																																																																																										
毒物劇物輸入業	46																																																																																										
毒物劇物販売業	1,398																																																																																										
毒物劇物業務上取	50																																																																																										
特定毒物研究者	32																																																																																										
計	1,689																																																																																										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
国際課 地-2-59	現状として、翻訳機器やアプリの普及が徐々に進みつつあるため。	<p>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>4 外国人への対応 (2) 外国人への対応 また、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。</p>	<p>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>4 外国人への対応 (2) 外国人への対応 また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。</p>
防災対策課 情報通信管理室 地-2-60	連絡系統の整理	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>通信連絡系統</p> 	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>通信連絡系統</p> 
防災対策課 情報通信管理室 地-2-60	設置箇所数等の修正	<p>(ア) 無線設備設置機関 県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所 <u>(一部)</u>、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。</p> <p>(イ) 通信回線 b 衛星系通信回線 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所 <u>(一部)</u>、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p>	<p>(ア) 無線設備設置機関 県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所 <u>(一部)</u>、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。</p> <p>(イ) 通信回線 b 衛星系通信回線 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所 <u>(一部)</u>、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 情報通信管理室 地-2-61	設置箇所数等の 修正	<p>c 移動系通信回線 県内に整備した <u>9箇所</u>の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。</p> <p>(エ) 災害時等に対する設備対策 c 通信回線の2ルート化 県庁と <u>地域振興事務所等</u>の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。</p> <p>d 予備電源の配備 停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。<u>また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。</u></p> <p>f 可搬型地球局の配備 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、<u>地域振興事務所及び西部防災センター</u>に配備している。</p>	<p>c 移動系通信回線 県内に整備した <u>10箇所</u>の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。</p> <p>(エ) 災害時等に対する設備対策 c 通信回線の2ルート化 県庁と <u>土木事務所等</u>の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。</p> <p>d 予備電源の配備 停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、<u>津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。</u></p> <p>f 可搬型地球局の配備 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、<u>地域振興事務所及び西部防災センター</u>に配備している。</p>
防災対策課 災害情報室 地-2-62	法改正に伴う 用語の修正	<p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部） (4) 防災情報システムの整備 イ 防災情報システムの機能概要 (カ) 報道機関への緊急情報発信機能 各防災機関が入力した <u>避難情報</u>、避難所情報、災害対策本部設置情報を「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。</p>	<p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部） (4) 防災情報システムの整備 イ 防災情報システムの機能概要 (カ) 報道機関への緊急情報発信機能 各防災機関が入力した <u>避難準備・勧告・指示情報</u>、避難所情報、災害対策本部設置情報を「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。</p>
防災対策課 災害情報室 地-2-63	市町村への予測 情報の配信を 反映	<p>(6) 地震被害予測システムの整備・運用 県は、<u>県及び市町村の地震発生時の災害対応を効率的に実施する</u>ため、震度情報ネットワーク及び国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網(K-NET)からの震度情報及び地盤や建物等の基礎データを基に、地震発生直後に震度分布や人</p>	<p>(6) 地震被害予測システムの整備・運用 県は、<u>地震発生時に効率的に災害対応を行う</u>ため、震度情報ネットワーク及び国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網(K-NET)からの震度情報及び地盤や建物等の基礎データを基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
	<p>気象予報業務許可取得を反映</p>	<p>的被害、建物被害等を推計する「地震被害予測システム」を整備・運用している。</p> <p>(7) 津波浸水予測システムの整備・運用</p> <p>県は、<u>避難後の住民の支援、救助等を迅速に行うため</u>、国立研究開発法人防災科学技術研究所が<u>整備した</u>日本海溝海底地震津波観測網（通称 S-net : Seafloor observation <u>network for earthquakes</u> and tsunamis along the Japan trench）で観測した水圧データ等に基づき詳細な津波予測を行う「千葉県津波浸水予測システム」（以下、「津波浸水予測システム」という。）を整備・運用している。</p> <p>ア 津波浸水予測システムに配信される地震・津波観測網</p> <p>津波浸水予測システムは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、整備した地震・津波計のうち、房総半島沖から宮城県沖の62地点で観測され、リアルタイムで配信された地震動・水圧データに基づくものである。</p> <p>イ 津波浸水予測システムによる津波予測情報</p> <p>津波発生時に、S-netによる観測データに基づき、<u>最大津波高、津波高の20cm超過時刻、津波浸水域</u>及び浸水深を予測する。</p> <p>ウ 予測対象地域</p> <p>銚子市～南房総市の九十九里・外房地域を<u>対象とする</u>。</p> <p><u>エ 予測情報の配信</u></p> <p><u>気象庁の予報業務許可を取得した地域については、気象庁による津波警報又は大津波警報が発表された場合に予測情報を該当市町村に配信する。</u></p>	<p>害等を推計する「地震被害予測システム」を整備・運用している。</p> <p>(7) 津波浸水予測システムの整備・運用</p> <p>県は、<u>沿岸住民等の安全な避難行動や迅速な救援活動等を支援し、津波被害の軽減を図るため</u>、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、<u>千葉県房総半島沖から北海道沖の日本海溝沿いの150地点に設置した</u>日本海溝海底地震津波観測網（通称 S-net : Seafloor observation <u>network for earthquakes</u> and tsunamis along the Japan trench）で観測した水圧データ等に基づき詳細な津波予測を行う「千葉県津波浸水予測システム」（以下、「津波浸水予測システム」という。）を整備・運用している。</p> <p>ア 津波浸水予測システムに配信される地震・津波観測網</p> <p>津波浸水予測システムは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、整備した地震・津波計のうち、房総半島沖から宮城県沖の62地点で観測され、リアルタイムで配信された地震動・水圧データに基づくものである。</p> <p>イ 津波浸水予測システムによる津波予測情報</p> <p>津波発生時に、S-netによる観測データに基づき、<u>津波到達予想時刻、最大津波高、津波の浸水域及び浸水深</u>を予測する。</p> <p>ウ 予測対象地域</p> <p>銚子市～南房総市の九十九里・外房地域を<u>予定している</u>。</p>								
<p>危機管理政策課 危機管理室 地-2-64</p>	<p>地-2-19において、Jアラートが県内全市町村に整備されている旨記載されているため</p>	<p>2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村） <u>(削除)</u></p>	<p>2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村） (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備状況（平成28年3月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1294 1268 2101 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="1294 1268 1585 1348">種別</th> <th data-bbox="1585 1268 1751 1348">整備済</th> <th data-bbox="1751 1268 1921 1348">未整備</th> <th data-bbox="1921 1268 2101 1348">整備率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1294 1348 1585 1422">全国瞬時警報システム</td> <td data-bbox="1585 1348 1751 1422">54</td> <td data-bbox="1751 1348 1921 1422">0</td> <td data-bbox="1921 1348 2101 1422">100</td> </tr> </tbody> </table>	種別	整備済	未整備	整備率(%)	全国瞬時警報システム	54	0	100
種別	整備済	未整備	整備率(%)								
全国瞬時警報システム	54	0	100								

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 地-2-65	指定公共機関に 指定されたため	<p>9 <u>楽天モバイル(株)における災害通信施設等の整備</u> <u>楽天モバイル(株)では、電気通信サービスへの被害の防止・軽減を図るため、電気通信設備と建物を含む附帯設備については、耐震、耐火、耐水、耐雪等を備えた防災設計としており、それら設備は、複数拠点化され、設備間をつなぐ通信網についても冗長性を高める等、ネットワーク強靱化に継続的に取り組んでいる。</u></p>	<p>備考：市町村防災行政無線との接続は県内全市町村で実施している。 <u>(新規)</u></p>
防災対策課 災害情報室 地-2-66	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第10節 備蓄・物流計画</p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボール<u>ベッド</u>・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。 (略)</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者、<u>女性、子供（特に乳幼児）</u></p>	<p style="text-align: center;">第10節 備蓄・物流計画</p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボール<u>ベット</u>・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。 (略)</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者や女性の避難生活等に配慮</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。 (略) ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から<u>の</u>備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有<u>や</u>、県内<u>13</u>か所<u>に</u>備蓄拠点を分散<u>し</u>、相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p>	<p>する。 (略) ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有<u>を図るとともに</u>、県内<u>13</u>か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p>
薬務課 地-2-67	時点更新	2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄 (令和5年1月1日現在)	2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄 (令和3年9月1日現在)

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-2-71	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備 イ 指定避難所の整備等 （イ） 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 （ウ） 上記（イ）の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めた</u>エネルギーの多様化に努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（ク） 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な<u>障害者、医療的ケアを必要とする者等の</u>要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（ソ） 県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p><u>（タ）市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備 イ 指定避難所の整備等 （イ） 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 （ウ） 上記（イ）の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（ク） 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</p> <p>また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（ソ） 県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-2-74	文言の修正	<p align="center">第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 一斉帰宅の抑制 (3) 帰宅困難者等への情報提供</p> <p align="center">(中略)</p> <p>また、駅周辺ごとに市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。</p>	<p align="center">第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 一斉帰宅の抑制 (3) 帰宅困難者等への情報提供</p> <p align="center">(中略)</p> <p>また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。</p>
危機管理政策課 危機管理室 地-2-77	千葉県業務継続計画修正のため	<p align="center">第13節 防災体制の整備</p> <p>2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部） 県は、大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、平成22年5月に千葉県業務継続計画〔震災編（BCP）〕を策定しており、<u>その後も全国で発生している大規模災害の知見等を踏まえた計画の見直しを実施している。</u>今後も、さらに実効性を高めるため、必要に応じ計画の見直しを適宜行っていく。</p> <p align="center">(中略)</p> <p>(3) 災害時優先業務 ※応急・復旧業務 ……職員の安否確認、被害情報の収集、医療や救護の派遣 など 優先すべき通常業務 ……<u>許認可業務、所管施設等維持管理業務</u> など</p>	<p align="center">第13節 防災体制の整備</p> <p>2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部） 県は、大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、平成22年5月に千葉県業務継続計画〔震災編（BCP）〕を策定しており、<u>東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年1月に同計画の見直しを実施し、また、新たな地震被害想定調査や熊本地震での課題を踏まえ、平成29年3月に再度計画の見直しを実施した。</u>今後も、さらに実効性を高めるため、必要に応じ計画の見直しを適宜行っていく。</p> <p align="center">(中略)</p> <p>(3) 災害時優先業務 ※応急・復旧業務 ……職員の安否確認、被害情報の収集、医療や救護の派遣 など 優先すべき通常業務 ……<u>生活保護業務、情報システム等管理運営業務</u> など</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
防災対策課 災害対策室 地-3-4	北海道・三陸沖 後発地震注意情 報の運用開始及 び長周期地震動 の観測情報見直 しのため	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動</p> <p>1 県の活動体制 (1) 災害対策本部設置前の初動対応 ア 情報収集体制 気象庁が県内の震度観測点で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは同（巨大地震注意）<u>及び北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>が発表されたとき<u>又は県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき</u>は、防災対策課、関係部局<u>及び関係出先機関</u>は、次の措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動</p> <p>1 県の活動体制 (1) 災害対策本部設置前の初動対応 ア 情報収集体制 気象庁が県内の震度観測点で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは同（巨大地震注意）が発表されたときは、防災対策課、関係部局は、次の措置を講ずる。</p>								
防災対策課 災害対策室 地-3-10	北海道・三陸沖 後発地震注意情 報の運用開始の ため 長周期地震動の 観測情報見直し のため	<p>(4) 職員の配備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">情報収集体制</td> <td style="width: 25%;"> 1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） <u>3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（自動配備）</u> <u>4 県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき（自動配備）</u> </td> <td style="width: 25%;"> 災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 </td> <td style="width: 35%;"> 【本庁】 防災対策課（※4） 【出先機関】 <u>地域振興事務所（※3）</u> </td> </tr> </table>	情報収集体制	1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） <u>3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（自動配備）</u> <u>4 県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき（自動配備）</u>	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	【本庁】 防災対策課（※4） 【出先機関】 <u>地域振興事務所（※3）</u>	<p>(4) 職員の配備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">情報収集体制</td> <td style="width: 25%;"> 1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） </td> <td style="width: 25%;"> 災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 </td> <td style="width: 35%;"> 【本庁】 防災対策課（※4） </td> </tr> </table>	情報収集体制	1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備）	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	【本庁】 防災対策課（※4）
情報収集体制	1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） <u>3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（自動配備）</u> <u>4 県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき（自動配備）</u>	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	【本庁】 防災対策課（※4） 【出先機関】 <u>地域振興事務所（※3）</u>								
情報収集体制	1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備）	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	【本庁】 防災対策課（※4）								

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-3-14	文言の修正	<p>2 市町村の活動体制（市町村） （2）活動体制 イ 災害救助法が適用された場合の体制 災害救助法が適用された場合は、<u>救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）</u>は、災害救助法に基づく救助事務を実施し、<u>救助実施市以外の市町村は</u>、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。</p>	<p>2 市町村の活動体制（市町村） （2）活動体制 イ 災害救助法が適用された場合の体制 市町村は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。</p>
防災対策課 災害情報室 地-3-15	文言の修正	<p>5 市町村支援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 その他、必要な事項については、<u>千葉県情報連絡員運用要綱</u>の定めによるものとする。</p>	<p>5 市町村支援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 その他、必要な事項については、<u>情報連絡員業務要領</u>の定めによるものとする。</p>
危機管理政策課 支援室 地-3-18	文言の修正	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） （3）救助の実施機関 イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）が行うこととすることができる。 ウ 市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</p>	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） （3）救助の実施機関 イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。 ウ <u>救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）を除く市町村の長は</u>、上記イにより災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 情報通信管理室 地-3-20	連絡系統の整理	<p>通信連絡系統</p>	<p>通信連絡系統</p>
防災対策課 情報通信管理室 地-3-21	現在使用しているのは、衛星携帯電話や移動系無線などであるため	<p>第2節 情報収集・伝達体制 (2) 通信連絡手段 県 1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 市町村 2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。</p>	<p>第2節 情報収集・伝達体制 (2) 通信連絡手段 県 1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 市町村 2 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 地-3-23	地震被害予測システムについて 明記	<p>2 <u>県における地震・津波に関する</u>情報の収集と伝達</p> <p>(1) <u>震度情報</u>の収集</p> <p>(2) <u>震度情報</u>の伝達</p> <p>(3) <u>地震被害予測システムによる被害予測</u> <u>震度情報ネットワークシステムで収集した震度情報等を基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被害等を推計し、県災害対策本部において活用するほか、県内市町村へ配信する。</u></p> <p>(4) <u>津波浸水予測システムによる予測</u> <u>国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備したS-netで観測した水圧データ等を基に、九十九里・外房地域を対象に津波浸水域等を予測し、県災害対策本部において活用するほか、気象庁の予報業務許可を取得した地域の市町村へ配信する。</u></p>	<p>2 <u>震度情報ネットワークによる震度情報</u>の収集と伝達</p> <p>(1) <u>情報</u>の収集</p> <p>(2) <u>情報</u>の伝達 (新規)</p> <p>(新規)</p>
防災対策課 災害対策室 地-3-24	情報の運用変更に伴う追加 ※変更予定日： 令和5年2月1日	<p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報</p> <p>(1) 警報及び情報等の種類</p> <p>地震関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報(警報) 震度速報 震源に関する情報 震源・震度に関する情報 各地の震度に関する情報 その他の情報 推計震度分布図 長周期地震動の観測情報 遠地地震に関する情報 	<p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報</p> <p>(1) 警報及び情報等の種類</p> <p>地震関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報(警報) 震度速報 震源に関する情報 震源・震度に関する情報 各地の震度に関する情報 その他の情報 推計震度分布図 遠地地震に関する情報

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(2) 情報等の発表 ア 地震情報 (ア) 緊急地震速報 (警報) <u>ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。</u>千葉県の名域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</p>	<p>(2) 情報等の発表 ア 地震情報 (ア) 緊急地震速報 (警報) 最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表する。千葉県の名域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</p>
<p>防災対策課 災害対策室 地-3-25</p>	<p>情報の運用変更に伴う追加 震度観測点の追加</p>	<p><u>(ク) 長周期地震動に関する観測情報</u> <u>長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。</u> (ケ) (省略) (コ) 各情報に用いる震度について 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(13ヶ所)、千葉市(4ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている(令和4年11月24日現在)。</p>	<p>(新規) (ク) 遠地地震に関する情報 (省略) (ケ) 各情報に用いる震度について 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(11ヶ所)、千葉市(4ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている(令和3年4月1日現在)。</p>
<p>防災対策課 災害対策室 地-3-29</p>	<p>気象庁から海上保安部の伝達システム変更や緊急速報メールの運用変更に伴う見直しのため</p>	<p>(3) 受伝達システム等 津波警報等伝達システム図</p>	<p>(3) 受伝達システム等 津波警報等伝達システム図</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「<u>気象情報伝送処理システム (アデス)</u>」等により行う。</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、<u>携帯電話事業者から</u>関係するエリアに配信される。</p>	<p>3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「<u>気象庁防災情報提供システム</u>」等により行う。</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、<u>気象台から携帯電話事業者を通じて</u>関係するエリアに配信される。</p>
警察本部 地-3-30	県の措置内容と重複しているため	<p>4 関係機関における措置 県警察</p> <p>1 <u>津波を始めとした気象警報等の通報を受けた警察本部長は、知事から要請があった場合、警察署長を通じて市町村長に伝達する。</u></p> <p>2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。</p>	<p>4 関係機関における措置 県警察</p> <p>1 <u>津波警報等の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。</u></p> <p>2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。</p>
防災対策課 災害情報室 地-3-34	「災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」策定のため	<p>5 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村） (4) 収集報告に当たって留意すべき事項 <u>キ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。</u></p>	<p>5 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村） (4) 収集報告に当たって留意すべき事項 <u>(新規)</u></p>
防災対策課 情報通信管理室 地-3-35	回線の詳細について説明を加える	<p>(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用。<u>地上系は県庁のみ使用可能。</u>）</p>	<p>(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）</p>
防災対策課 情報通信管理室 地-3-35	回線の詳細について説明を加える	<p>(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用。<u>地上系は県庁のみ使用可能。</u>）</p>	<p>(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-3-38	文言の修正	<p style="text-align: center;">第3節 地震・火災避難計画</p> <p>2 実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村） （2）避難所の設置 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 地震・火災避難計画</p> <p>2 実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村） （2）避難所の設置 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
防災対策課 災害情報室 危機管理政策課 地域室 地-3-41	防災基本計画 修正のため	<p>5 避難所の開設・運営 （5）市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p>	<p>5 避難所の開設・運営 （5）市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。</p>
防災対策課 災害情報室 地-3-42	気象予報業務 許可取得を反映	<p style="text-align: center;">第4節 津波避難計画</p> <p>1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村） （3）県及び県が気象庁の予報業務許可を取得した地域の市町村は、県津波浸水予測システムにより得た情報を活用し、迅速な津波災害対応に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 津波避難計画</p> <p>1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村） （3）県は、県津波浸水予測システムにより得た情報を活用し、迅速な津波災害対応に努める。</p>
危機管理政策課 支援室 地-3-45	文言の修正	<p>3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） （1）福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うことができる。</p>	<p>3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） （1）福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行												
防災対策課 災害対策室 地-3-47	防災基本計画 修正のため	<p align="center">第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> イ 消防団 (エ) 避難誘導 <u>避難の指示等</u> がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。	<p align="center">第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> イ 消防団 (エ) 避難誘導 <u>避難の指示・勧告</u> がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。												
警察本部 地-3-49	担当部署の追記	4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村、 <u>警察本部</u> ）	4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）												
危機管理政策課 支援室 地-3-55	文言の修正	5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） (3) 災害救助法による医療及び助産 災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事 <u>又は救助実施市の長</u> が行い、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> が行うことができる。 また、知事 <u>又は救助実施市の長</u> は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。	5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） (3) 災害救助法による医療及び助産 災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長は <u>これを補助するものとする。</u> なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うことができる。 また、知事は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。												
医療整備課 地-3-57	災害拠点病院 追加のため	医療救護活動の体系図 地域災害拠点病院 <u>2 3</u> か所	医療救護活動の体系図 地域災害拠点病院 <u>2 2</u> か所												
医療整備課 地-3-58	災害拠点病院 追加のため	災害拠点病院一覧図 修正原稿別添<図>	災害拠点病院一覧図												
医療整備課 地-3-59	災害拠点病院 追加のため	医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">地 域</th> <th style="width:33%;">医 療 機 関</th> <th style="width:33%;">隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center"><u>成田市</u></td> <td align="center"><u>国際医療福祉大学成田病院</u></td> <td align="center"><u>国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場	<u>成田市</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート</u>	医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">地 域</th> <th style="width:33%;">医 療 機 関</th> <th style="width:33%;">隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center"><u>（新規）</u></td> <td align="center"><u>（新規）</u></td> <td align="center"><u>（新規）</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場													
<u>成田市</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート</u>													
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場													
<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>													

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 地-3-60	無人航空機の運用調整に関する項目追加のため	<p>6 航空機の運用調整等</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p>	<p>6 航空機の運用調整等</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
警察本部 地-3-61	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>1 千葉県警察災害警備実施計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</u></p> <p>(2) 警備体制</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ア <u>災害警備連絡室</u> 県内に震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表さ</p>	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>1 千葉県警察災害警備実施計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>警察は、災害時において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。</u></p> <p>(2) 警備体制</p> <p><u>警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u></p> <p>ア <u>連絡室</u> 県内に震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表さ</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
警察本部 地-3-61	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため	<p>れた場合等</p> <p>イ <u>災害警備</u>対策室 県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等</p> <p>ウ 災害警備本部 県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等</p> <p>8 震災発生時における運転者のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。</p> <p>(1) <u>車両運転中の場合</u></p> <p>ア <u>できる限り安全な方法により</u>車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>イ 停止後は、<u>カーラジオやSNS</u>等により災害情報及び交通情報を<u>収集し、その情報及び周囲の状況に応じて</u>行動すること。</p> <p>ウ <u>引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。</u></p> <p>エ <u>車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。</u>やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の<u>左側に寄せて</u>駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは<u>付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。</u>駐車するときは、<u>避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>れた場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等</p> <p>イ <u>対策室</u> 県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等</p> <p>ウ <u>災害警備本部</u> 県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発せられた場合等</p> <p>8 震災発生時における運転者のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。</p> <p>(1) <u>走行中の車両の運転者は、次の行動をとること</u></p> <p>ア <u>直ちに、車両を道路の左側に停止させること</u></p> <p>イ <u>停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>ウ <u>やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと</u></p> <p>(2) <u>通行禁止区域等においては、次の措置をとること</u></p> <p>ア <u>車両を道路外の場所に置くこと</u></p> <p>イ <u>道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること</u></p> <p>ウ <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
警察本部 地-3-61	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため	<p>(2) 車両運転中以外の場合</p> <p>ア <u>やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。</u></p> <p>イ <u>津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、避難者、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転すること。</u></p> <p>(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア <u>速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所 <p>イ <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p> <p>ウ <u>通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。</u></p>	<p><u>左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
競技スポーツ 振興課 地-3-63	施設名称の修正	<p>4 緊急輸送</p> <p>(4) 飛行場等</p> <p>ウ 臨時離発着場 千葉県総合スポーツセンター</p>	<p>4 緊急輸送</p> <p>(4) 飛行場等</p> <p>ウ 臨時離発着場 千葉県スポーツセンター</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-3-69	文言の修正	<p style="text-align: center;">第8節 救援物資供給活動</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村） （1）実施機関 ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事 又は救助実施市の長が行い、市町村長 （救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 （救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 救援物資供給活動</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村） （1）実施機関 ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
競技スポーツ 振興課 地-3-76	施設名称の修正	<p style="text-align: center;">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画 （1）救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等） 3 2 施設 海匝・山武ゾーン <u>県総合スポーツセンター</u>東総運動場</p>	<p style="text-align: center;">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画 （1）救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等） 3 2 施設 海匝・山武ゾーン 県東総運動場</p>
医療整備課 地-3-77	災害拠点病院 追加のため	<p>（2）医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） <u>2 8</u> 施設 成田・印西ゾーン <u>国際医療福祉大学成田病院</u></p>	<p>（2）医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） <u>2 7</u> 施設 成田・印西ゾーン <u>（新規）</u></p>
防災対策課 災害情報室 地-3-79	文言の修正	<p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 その他、必要な事項については、<u>千葉県情報連絡員運用要綱</u>の定めによるものとする。</p>	<p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。その他、必要な事項については、<u>情報連絡員業務要領</u>の定めによるものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 地-3-88	防災基本計画 修正のため	<p align="center">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制 (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 ケ <u>給食</u>及び給水 被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。 コ <u>入浴支援</u> <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></p>	<p align="center">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制 (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 ケ <u>炊飯</u>及び給水 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 <u>(新規)</u></p>
危機管理政策課 支援室 地-3-90	文言の修正	<p align="center">第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村） (1) 実施機関 教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>は<u>知事</u>を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うこととすることができる。</p>	<p align="center">第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村） (1) 実施機関 教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
危機管理政策課 支援室 地-3-96	文言の修正	<p align="center">第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>4 死体の捜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>は<u>知事</u>を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うこととすることができる。</p>	<p align="center">第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>4 死体の捜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
警察本部 地-3-97	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせる	<p>4 死体の捜索処理等 (4) その他 ア 県警察における計画</p>	<p>4 死体の捜索処理等 (4) その他 ア 県警察における計画</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
	ため	<p><u>(ア) 検視・身元確認体制の確立</u> 災害警備本部長は、<u>県、市町村その他の団体の協力を得て、遺体安置場所を確保するとともに、遺体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、他の都道府県警察の応援を得て、検視及び死体発見時の調査等を行う職員の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 遺体の取扱状況の集約</u> 災害警備本部長は、<u>遺体を取り扱った署長があるときは、当該署長に取扱状況及びその結果を報告させるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 身元を明らかにするための措置</u> 災害警備本部長は、<u>身元不明遺体について、署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を収集及び整理し、必要に応じ、当該身元不明遺体の人相、着衣、所持品、特徴等の写真を関係方面に手配し、又は当該身元不明遺体の写真を掲示することにより、市町村が行う身元不明遺体の身元確認に協力するものとする。</u></p>	<p>(ア) <u>死体の調査</u> 警察官は、<u>死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡す。</u></p> <p>(イ) <u>身元不明者に対する措置</u> 警察本部長又は警察署長は、<u>知事又は市町村長と緊密に連絡し、県、市町村の行う身元不明者の措置について協力する。</u> <u>この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。</u></p> <p>(ウ) <u>死体の捜索及び収容に対する協力</u> 警察官は、<u>災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。</u></p>
循環型社会 推進課 地-3-98	策定モデルは市町村災害廃棄物処理計画の一助として作成したものであるため計画策定促進は平時の取組であり、災害時の取組についても県計画から抜粋し追記した	<p>6 清掃及び障害物の除去</p> <p>(1) 災害廃棄物処理 県は、<u>平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</u> <u>災害時には、県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で支援及び協力体制を整えるなど、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、県内における処理全体の進捗管理を行う。</u></p>	<p>6 清掃及び障害物の除去</p> <p>(1) 災害廃棄物処理 県は、<u>災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</u> <u>（新規）</u></p>
循環型社会 推進課 地-3-98	当該協定は県と各団体との間で締結したものであり、支援要請	<p>(イ) 市町村は、<u>災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。</u> また、<u>建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想される</u></p>	<p>(イ) 市町村は、<u>災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。</u> また、<u>建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想される</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
	は県を通じて行うこととしているため	ことから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、 <u>県を通じて</u> 民間事業者の協力を求める。	ことから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。
循環型社会 推進課 地-3-98	県災害廃棄物処理計画に記載された、県の代行処理について追記	(ウ) 県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。 <u>なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</u>	(ウ) 県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。 <u>(新規)</u>
循環型社会 推進課 地-3-98	環境省関東地方環境事務所とも連携の必要があるため 県計画の目的と文言を揃えるため	イ 廃棄物の収集、処理 (ア) 市町村における組織体制 災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、 <u>国、県</u> 、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・ <u>迅速</u> な処理に当たる。	イ 廃棄物の収集、処理 (ア) 市町村における組織体制 災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。
循環型社会 推進課 地-3-98	市町村の最終処分場以外の処理も想定されるため	a がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。	a がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、 <u>原則として</u> 各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。
循環型社会 推進課 地-3-98	対策指針の文言と揃えるため	b <u>片付けごみ</u> <u>住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</u>	b <u>粗大ごみ</u> 粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。
循環型社会 推進課 地-3-98	当該協定は県と各団体との間で締結したものであり、支援要請	e し尿に関する処理方針 災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。	e し尿に関する処理方針 災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
	は県を通じて行うこととしているため	<p>また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、<u>県を通じて</u>民間業者の協力を求める。</p> <p><u><資料編 1-12 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定></u></p>	<p>また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。</p>
循環型社会 推進課 地-3-99	必ずしも対策指針又は県計画で定めた推計方法を用いる必要はないため	<p>(ウ) 発生量の推計方法 各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p>	<p>(ウ) 発生量の推計方法 各市町村において、<u>原則として</u>対策指針又は県計画で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p>
循環型社会 推進課 地-3-99	対策指針の文言と揃えるため	<p>(エ) <u>仮置場の確保</u> 膨大な量が発生する<u>災害廃棄物</u>を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p>	<p>(エ) <u>一時集積場所の確保</u> 膨大な量が発生する<u>がれき</u>を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p>
危機管理政策課 支援室 地-3-99	文言の修正	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>(2) 障害物の除去 ウ 住宅関連障害物除去計画 (ア) 実施機関 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>(救助実施市の長を除く。)</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>(救助実施市の長を除く。)</u>が行うことができる。</p>	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>(2) 障害物の除去 ウ 住宅関連障害物除去計画 (ア) 実施機関 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うことができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-3-101	文言の修正	<p style="text-align: center;">第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）が行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（2）被災した住宅の応急修理計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）が行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、<u>救助実施市以外の市町村の長</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（2）被災した住宅の応急修理計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、<u>救助実施市以外の市町村の長</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-3-103	所要の修正	<p>4 罹災証明書の交付体制の確立 (略)</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</p>	<p>4 罹災証明書の交付体制の確立 (略)</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</p>
防災対策課 災害情報室 地-3-111	指定公共機関に指定されたため	<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>5 通信施設</p> <p><u>(5) 楽天モバイル㈱</u></p> <p><u>楽天モバイル㈱では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。</u></p> <p><u>また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。</u></p>	<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>5 通信施設</p> <p><u>(新規)</u></p>
危機管理政策課 地域室 地-4-2	所要の修正	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等 (略)</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等 (略)</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-4-4	災害救助法修正 のため	<p>4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村）</p> <p>イ 世帯の所得制限</p> <p>上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主</p> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）</p> <p>イ 据置期間 3年（特別な場合5年）</p> <p>ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村）</p> <p>イ 世帯の所得制限</p> <p>上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主</p> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p> <p><u>ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合</u></p> <p><u>イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）</p> <p>イ 据置期間 3年（特別な場合5年）</p> <p>ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）</p> <p><u>エ 保証人 連帯保証人になること</u></p>
団体指導課 地-4-11	令和4年度に 資金の発動が あったため	<p>12 農林漁業者への融資</p> <p>令和4年8月1日現在</p> <p>経営安定資金 災害の都度決定（令和4年の適用例0%）</p> <p>施設復旧資金 災害の都度決定（令和4年の適用例0%）</p>	<p>12 農林漁業者への融資</p> <p>令和3年8月1日現在</p> <p>経営安定資金 災害の都度決定（令和元年の適用例0%）</p> <p>施設復旧資金 災害の都度決定（令和元年の適用例0%）</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
循環型社会 推進課 地-4-14	処理は収集・運搬及び処分を含むため 県計画の目的と文言を揃えるため	<p style="text-align: center;">第2節 津波災害復旧対策</p> <p>4 津波災害廃棄物処理 津波災害廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な<u>処理</u>など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない<u>処理</u>方法を検討する。</p> <p>市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた<u>処理方法</u>を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の<u>適正かつ円滑・迅速</u>な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 津波災害復旧対策</p> <p>4 津波災害廃棄物処理 津波災害廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な<u>処分</u>など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない<u>処分</u>方法を検討する。</p> <p>市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた<u>処理処分方法</u>を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の<u>円滑かつ適正</u>な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 地-5-3	<p>国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例に併せて節の順番を変更。 (旧第7節)</p>	<p align="center">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p align="center">第4節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。</u></p> <p><u>(1) 避難場所・避難施設、避難経路等の整備</u> <u>避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。</u></p> <p><u>(2) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</u> <u>市町村は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。</u> <u>県は、補助金の交付等消防防災施設の整備強化に努める。</u></p> <p><u>(3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路</u> <u>市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。</u></p> <p><u>(4) 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備</u> <u>住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。</u></p> <p><u>(5) 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等</u> <u>緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。</u> <u>緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。港湾施設、漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。</u></p> <p><u>(6) 共同溝、電線共同溝等</u> <u>災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共</u></p>	<p align="center">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p align="center">第4節 <u>関係者との連携協力の確保</u></p> <p><u>1 物資等の調達手配</u> <u>物資等の供給体制については、第2編第3章第8節「救援物資供給活動」によるものとする。</u></p> <p><u>2 広域応援の要請</u> <u>県は、市町村から応急措置実施のための応援要請があった場合には、職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。また、県で対処することが困難な場合には、国や他都道府県等関係機関に応援要請を行う。応援要請に関する事項は、第2編第3章第9節「広域応援の要請及び県外支援」によるものとする。</u> <u>また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第2編第3章第10節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。</u> <u>なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。</u></p> <p><u>3 帰宅困難者への対応</u> <u>県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第2編第3章第12節「帰宅困難者等対策」によるものとする。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>同溝等の整備に努める。</u></p> <p>(7) <u>海岸保全施設等</u> 津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。</p> <p>(8) <u>砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等</u> 避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。</p> <p>(9) <u>医療機関、社会福祉施設、学校等</u> 県立病院その他の公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。</p> <p>(10) <u>ため池</u> 老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。 また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。</p> <p>(11) <u>地域防災拠点施設</u> 災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。</p> <p>(12) <u>防災行政無線施設</u> 災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。</p> <p>(13) <u>備蓄施設等</u> 飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。</p> <p>(14) <u>救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備</u> 災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護す</p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 地-5-5	国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例に併せて内容を変更。	<p style="text-align: center;"><u>るための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p style="text-align: center;">第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p style="text-align: center;">7 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p style="text-align: center;">(1) 不特定多数の者が出入りする施設</p> <p>県が管理する庁舎、ホール、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p style="text-align: center;">第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p style="text-align: center;">7 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p style="text-align: center;">(1) 不特定多数の者が出入りする施設</p> <p>県が管理する庁舎、ホール、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。</p> <p><u>なお、具体的な措置については、施設ごとに第10節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。</u></p> <p>この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。</p>
防災対策課 地-5-6		<p style="text-align: center;"><u>8 県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2節に定める推進地域に指定された地域で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成15年政令第324号)第3条各号に掲げる県が管理又は運営する施設については、施設ごとに第10節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。</u></p>	(新規)
防災対策課 地-5-7		<p style="text-align: center;"><u>9 迅速な救助</u></p> <p>被災者の救助、救急活動等については、第2編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>8 迅速な救助</u></p> <p>被災者の救助、救急活動等については、第2編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 地-5-7	<p>国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例に併せて節の順番を変更。 (旧第4節)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 <u>関係者との連携協力の確保</u></p> <p><u>1 物資等の調達手配</u> <u>物資等の供給体制については、第2編第3章第8節「救援物資供給活動」によるものとする。</u></p> <p><u>2 広域応援の要請</u> <u>県は、市町村から応急措置実施のための応援要請があった場合には、職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。また、県で対処することが困難な場合には、国や他都道府県等関係機関に応援要請を行う。応援要請に関する事項は、第2編第3章第9節「広域応援の要請及び県外支援」によるものとする。</u> <u>また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第2編第3章第10節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。</u> <u>なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。</u></p> <p><u>3 帰宅困難者への対応</u> <u>県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第2編第3章第12節「帰宅困難者等対策」によるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 <u>時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>項</u> <u>（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</u> <u>ア 県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</u> <u>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u> <u>イ 市町村は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等</u> <u>ア 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>イ 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置するものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>また、災害対策本部の設置、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</p> <p>エ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</p> <p>オ 市町村は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</p> <p>カ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>キ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、第2編第2章第8節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」及び同編第3章第5節「要配慮者等の安全確保対策」に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 県は、地域住民等からの問い合わせに対応する窓口等については、「千葉県災害対策本部要綱」及び「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>オ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>カ 市町村が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。</u> <u>なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 市町村は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>ク 市町村は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ケ 港長等は在泊船舶等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、津波の発生に備えた南海トラフ地震警戒強化についての的確に周知を行い、適切な対応を促すものとする。</u></p> <p><u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</u></p> <p><u>ア 県は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制を推進計画に明示するものとする。</u> <u>この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市町村は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法について推進計</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>画に明示するものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う部局、報告等の対象となる事項等を推進計画に具体的に明示するものとする。</u></p> <p><u>(4) 災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、本節中2「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(5) 避難対策等</u></p> <p><u>ア 地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>(ア) 市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を推進計画に明示するとともに、後発地震に備えて一定期</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について、推進計画に明示するものとする。なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していくものとする。</p> <p>(イ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとし、市町村はその方針、避難所の場所、その経路及び方法について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>(ウ) 県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するように努めるよう周知するものとする。この場合における周知については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</p> <p>(エ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>(オ) 市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>(カ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</p> <p>(キ) 住民等の自主的な避難行動及び市町村等が行う避難誘導については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」及び同編第3章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>イ 避難所の運営 避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第5節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。</p> <p>(6) 関係機関のとりべき措置</p> <p>ア 消防機関等の活動 市町村等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。</p> <p>(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</p> <p>(イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保</p> <p>イ 警備対策 警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。</p> <p>ウ 水道 県及び市町村は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、第2編第3章第8節「救援物資供給活</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</p> <p><u>エ 交通</u></p> <p><u>(ア) 道路</u></p> <p>a 警察本部は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。</p> <p>b 県は、道路管理者等と、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に提供する交通対策等の情報及びその提供方法について、調整を行うものとする。</p> <p>c 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>d 市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法について推進計画に明示するものとする。</p> <p>e 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定め、推進計画に明示するものとする。</p> <p><u>(イ) 船舶及び港湾</u></p> <p>a 県は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するとともに、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮し、地域別に検討するものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>b 市町村は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、地域別に推進計画に明示するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。</p> <p>c 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、検討するものとする。</p> <p>d 港長等は在泊船舶に対し津波の発生に備えた警戒行動を実施するよう促す。</p> <p>オ 県及び市町村が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>(ア) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の必要な措置について検討するものとする。この場合において、県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</p> <p>(イ) 県は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の津波の発生に備えて講じるべき措置について検討するものとする。この場合において、県は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。</p> <p>(ウ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講ずる措置について検討するものとする。この場合において、県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>(エ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</p> <p>(オ) 市町村は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(カ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市町村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>カ 県及び市町村が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は本章第10節2（2）に準ずるものとする。</p> <p>(7) 関係者との連携協力の確保 滞留旅客等に対する措置</p> <p>ア 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。</p> <p>イ 市町村以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置については、本章第10節2(2)に準ずるものとする。</u></p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、活動体制等</u></p> <p><u>ア 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容その他これらに関連する情報(以下「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等」という。)については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</u></p> <p>オ 市町村は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</p> <p>カ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>キ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。 （2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知</p> <p>ア 県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>イ 市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するも</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>のとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(3) 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>県及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(4) 県及び市町村のとるべき措置</u> <u>ア 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u> <u>イ 県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</u> <u>ウ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</u> <u>エ 市町村は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 地-5-7	<p>国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例に併せて節の順番、内容を変更。 (旧第6節)</p>	<p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第7節 <u>時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</u> <u>ア 県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</u> <u>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u> <u>イ 市町村は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に係る事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等</u> <u>ア 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p>	<p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第7節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。</u></p> <p><u>(1) 避難場所・避難施設、避難経路等の整備</u> <u>避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。</u> <u>(2) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</u> <u>市町村は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。</u> <u>県は、補助金の交付等消防防災施設の整備強化に努める。</u> <u>(3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路</u> <u>市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。</u> <u>(4) 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備</u> <u>住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。</u> <u>(5) 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等</u> <u>緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。</u> <u>緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。港湾施設、漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。</u> <u>(6) 共同溝、電線共同溝等</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>イ 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置するものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部を設置している場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>また、災害対策本部の設置、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>オ 市町村は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>カ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>キ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要</u></p>	<p><u>災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。</u></p> <p><u>（7）海岸保全施設等</u></p> <p><u>津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。</u></p> <p><u>（8）砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。</u></p> <p><u>（9）医療機関、社会福祉施設、学校等</u></p> <p><u>県立病院その他の公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。</u></p> <p><u>（10）ため池</u></p> <p><u>老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</u></p> <p><u>また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。</u></p> <p><u>（11）地域防災拠点施設</u></p> <p><u>災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。</u></p> <p><u>（12）防災行政無線施設</u></p> <p><u>災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。</u></p> <p><u>（13）備蓄施設等</u></p> <p><u>飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、第2編第2章第8節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」及び同編第3章第5節「要配慮者等の安全確保対策」に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 県は、地域住民等からの問い合わせに対応する窓口等については、「千葉県災害対策本部要綱」及び「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>オ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>カ 市町村が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。</u></p>	<p><u>(14) 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備</u></p> <p><u>災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。</u> <u>なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 市町村は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>ク 市町村は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ケ 港長等は在泊船舶等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、津波の発生に備えた南海トラフ地震警戒強化についての的確に周知を行い、適切な対応を促すものとする。</u></p> <p><u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</u></p> <p><u>ア 県は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制を推進計画に明示するものとする。</u> <u>この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市町村は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状</u></p>	現行

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う部局、報告等の対象となる事項等を推進計画に具体的に明示するものとする。</u></p> <p><u>(4) 災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。以下同じ。）、本節中2「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(5) 避難対策等</u></p> <p><u>ア 地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>(ア) 市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>を推進計画に明示するとともに、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について、推進計画に明示するものとする。なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していくものとする。</u></p> <p><u>(イ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとし、市町村はその方針、避難所の場所、その経路及び方法について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するように努めるよう周知するものとする。この場合における周知については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>(オ) 市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとし、その方針</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(キ) 住民等の自主的な避難行動及び市町村等が行う避難誘導については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」及び同編第3章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 避難所の運営</u></p> <p><u>避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第5節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。</u></p> <p><u>(6) 関係機関のとりべき措置</u></p> <p><u>ア 消防機関等の活動</u></p> <p><u>市町村等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</u></p> <p><u>(イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保</u></p> <p><u>イ 警備対策</u></p> <p><u>警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>ウ 水道</u></p> <p><u>県及び市町村は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべき</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>ものであることから、第2編第3章第8節「救援物資供給活動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>エ 交通</u></p> <p><u>(ア) 道路</u></p> <p><u>a 警察本部は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。</u></p> <p><u>b 県は、道路管理者等と、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に提供する交通対策等の情報及びその提供方法について、調整を行うものとする。</u></p> <p><u>c 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>d 市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>e 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定め、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 船舶及び港湾</u></p> <p><u>a 県は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するとともに、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮し、地域別に検討するものとする。</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>のとする。</u></p> <p><u>b 市町村は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、地域別に推進計画に明示するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。</u></p> <p><u>c 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、検討するものとする。</u></p> <p><u>d 港長等は在泊船舶に対し津波の発生に備えた警戒行動を実施するよう促す。</u></p> <p><u>オ 県及び市町村が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</u></p> <p><u>(ア) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の必要な措置について検討するものとする。この場合において、県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 県は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の津波の発生に備えて講じるべき措置について検討するものとする。この場合において、県は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講ずる措置について検討するものとする。この場合において、県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>を実施するための体制について検討するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 市町村は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(カ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市町村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(7) 関係者との連携協力の確保</u> <u>滞留旅客等に対する措置</u></p> <p><u>ア 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつ</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>せん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置については、本章第10節2(2)に準ずるものとする。</u></p> <p><u>3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、活動体制等</u></p> <p><u>ア 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容その他これらに関連する情報(以下「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等」という。)については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実にされるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実にされるよう留意するものとする。</u></p>	現行

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>オ 市町村は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>カ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>キ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知</u></p> <p><u>ア 県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>（３）災害応急対策をとるべき期間等</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>県及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。）、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>（4）県及び市町村のとりべき措置</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備えるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備えるものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。</u></p>	現行

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>(後発地震に対して注意する具体的措置は、以下のとおり)</u> <u>(ア) 家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認</u> <u>(イ) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え</u> <u>(ウ) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u> <u>(エ) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></p>	
防災対策課 地-5-13	国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例に併せて項目名を変更	第8節 <u>防災訓練に関する事項</u>	第8節 <u>防災訓練計画</u>
防災対策課 地-6-2	県内市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため	<p><u>第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u></p> <p><u>第1節 総則</u></p> <p><u>1 推進計画の目的</u> <u>本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円</u></p>	<u>(新規)</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。</u></p> <p><u>2 定義</u> <u>この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 後発地震</u> <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でM7以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。</u></p> <p><u>(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> <u>日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。</u></p> <p><u>第2節 推進地域及び特別強化地域</u></p> <p><u>法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。</u></p> <p><u>本県における推進地域は次のとおりである。</u></p> <p><u>千葉市、銚子市、館山市、成田市、佐倉市、旭市、勝浦市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町及び御宿町（2</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>7市町村（令和4年10月3日内閣府告示第99号）</u> <u>なお、法第9条第1項の規定により、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本県における特別強化地域は、銚子市（1市（令和4年10月3日内閣府告示第100号））である。</u></p> <p><u>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</u></p> <p><u>県、市町村ほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。</u></p> <p><u>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、第5章第4節に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。</u></p> <p><u>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u></p> <p><u>第5章第5節に準ずる。</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>第6節 関係者との連携協力の確保</u></p> <p><u>第5章第6節に準ずる。</u></p> <p><u>第7節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u></p> <p><u>1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等</u></p> <p><u>(1) 県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 県が行う住民等及び防災関係機関に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u></p> <p><u>(4) 市町村は、後発地震への注意を促す情報等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>(5) 市町村は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に</u></p>	現行

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>対し、後発地震への注意を促す情報等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(6) 市町村は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合の活動体制、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(7) 県及び市町村は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知</u></p> <p><u>(1) 県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等</u></p> <p><u>北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い、防災対応をとるべき地域は、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」で推計された震度分布及び津波高において、震度6</u></p>	現行

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>弱以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域とされ、本県では次のとおりである。</u></p> <p><u>銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町（14市町村）</u></p> <p><u>県及び市町村は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>4 県及び市町村のとるべき措置</u></p> <p><u>県及び市町村が、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、とるべき措置は、第5章第7節3（4）に準ずる。</u></p> <p><u>第8節 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>第5章第8節に準ずる。</u></p> <p><u>第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</u></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</u></p> <p><u>なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。</u></p> <p><u>1 県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育</u></p> <p><u>（1）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p><u>(3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>(6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</u></p> <p><u>2 地域住民等に対する教育及び広報</u></p> <p><u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>第10節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画</u></p> <p><u>第2節に定める推進地域に指定された地域内で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成17年政令第282号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>また、この節に記載のない事項については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画によるものとする。</u></p> <p><u>1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</u> <u>第5章第10節1に準ずる。</u></p> <p><u>2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項</u> <u>(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達等</u> <u>(2) 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>(3) 関係機関のとるべき措置</u></p> <p><u>3 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>4 地震防災上必要な教育及び広報</u></p>	